

仮称) 地域向け避難所運営マニュアル作成業務 公募型企画競争提案説明書

1 本説明書について

「仮称) 地域向け避難所運営マニュアル作成業務」の委託先を選定するための公募型企画提案に関して、必要な事項を定める。

2 企画競争に付する事項

(1) 業務名

仮称) 地域向け避難所運営マニュアル作成業務

(2) 業務の目的

大規模災害発生時には職員も被災し、避難所運営に係る職員のマンパワーが足りなくなることが懸念され、避難所運営を円滑に行うための地域住民の協力が非常に重要となる。しかし、現状では、災害時の地域住民の役割の周知が進んでおらず、地域住民の避難所運営に対する協力への意識醸成が十分に図られていない。

その課題解決のために、危機管理局作成の避難所運営マニュアル等をもとに、災害時の避難所開設・運営方法や役割を地域住民にわかりやすく伝えるための「地域向け避難所運営マニュアル」を作成し、避難所運営にかかる地域住民の主体的な意識醸成を図ることを目的とする。

なお、作成したマニュアルは、豊平区内の各単位町内会の各班に回覧することに加え、区役所等のパンフレットコーナーに配架するほか、防災訓練や各種研修会で活用するとともに、ホームページ等電子媒体も活用して広く市民に配布する。

※ここで示す仕様書は、企画提案の参考となるよう暫定的に作成したものであり、正式な仕様書は、本市と契約候補者との協議により作成する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月10日(金)まで

(4) 予算規模

1,100千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

※上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。

3 参加資格

提案者は、令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「広告業」の業種に登録されている者のうち、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (4) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 企画提案を求める事項

- (1) 表紙イメージの提案について
 - ア 市民の目にとまる洗練された表紙イメージを提案すること。
 - イ 表紙タイトルは、本文を見たくする意欲を掻き立てるものを提案すること
 - ウ 表紙には、一見して地域住民向け避難所運営マニュアルであることが分かりやすい工夫を提案すること
- (2) 本書の構成案の提案について
 - ア 仕様書「2業務内容 (2)本文内容について ア骨子」に記載の内容を効果的に盛り込んだ構成案を提案すること。
 - イ 初めて見る人でも本書全体の内容が理解しやすい工夫を提案すること
- (3) 本文のページイメージの提案について
 - ア 地域住民の避難所運営の主体性を促す工夫を具体的に提案すること
 - イ 地域住民の役割や、やってもらいたいことを、イラスト、図、写真などを活用してわかりやすく表現したページイメージを提案すること。
- (4) 独自の工夫の提案について
 - ア 災害時にも活用しやすい、フローやリストなどの市職員と一緒に活用できる工夫を提案すること
 - イ 災害に備えて、訓練や研修への市民の参加意識を啓発する工夫を提案すること
 - ウ 豊平区の地域の特徴（地理的なものなど）を盛り込んだ内容を具体的に示すこと
- (5) 業務の執行体制およびスケジュールについて
 - ア 本業務を円滑かつ効果的に進めるための業務の実施体制（人員体制を含む。）を示すこと
 - イ 業務行程計画及び打ち合わせの回数・内容を含めたスケジュールを具体的に示すこと
 - ウ これまでの町内会などの地域団体との取組の実績や、防災に関連した事業の実績を具体的に示すこと

5 参加手続きに関する事項

- (1) 日程
 - 企画提案の公募開始 令和4年11月14日（月）
 - 質問書提出期限 令和4年11月22日（火）17時必着
 - 質問に対する回答（最終日） 令和4年11月24日（木）
 - 参加意向申出書提出期限 令和4年11月25日（金）17時必着

企画提案書等提出期限	令和4年12月2日（金）17時必着
一次審査（書類審査）	令和4年12月9日（金）
二次審査（ヒアリング）	令和4年12月16日（金）【予定】
提案者への選定結果の通知	令和4年12月21日（水）【予定】

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 企画提案書（自由様式）

正本）表紙に提案者の社名を記載したもの 1部

副本）表紙に提案者の社名が記載されていないもの 9部

※正本を除き、提案書の紙面には、会社名やロゴマーク等、提案者を特定できるものを記載しないこと。

※用紙サイズはA4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴ること。

ウ 参考見積書（自由様式） 1部

積算の詳細が分かるように内訳を記載すること。なお、企画提案が選定されたものとの契約額を確約するものではない。

(3) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記11の契約担当に提出すること。

(4) 提出期限

提出書類	提出期限
・参加意向申出書（様式1）	令和4年11月25日（金）17時必着
・企画提案書（自由様式） ・参考見積書（自由様式）	令和4年12月2日（金）17時必着

※郵送の場合は特定記録によること。

※持参する場合は、月曜から金曜（祝日を除く）の9時から17時の間に行うこと

(5) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(6) その他

ア 企画提案は、提案者の資格要件を満たす1事業者あたり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

- エ 企画提案書等提出後の修正、追加、再提出は認めない。
- オ 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本公募型企画競争の実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- カ 業務従事者として記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

6 問い合わせ

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、下記11の契約担当までFAX又は電子メールで送信すること。電話による質問は認めない。

電子メールのタイトルは「(仮称)地域向け避難所運営マニュアル作成業務質問書」とし、令和4年11月22日(火)17時まで受け付けるものとする。

(2) 回答

質問書による質問内容及びその回答は、令和4年11月24日(木)17時までに、豊平区役所の公式ホームページにて随時公開する。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

7 選定方法

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「(仮称)地域向け避難所運営マニュアル作成業務企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)において審査する。

(1) 一次審査(書類審査)

ア 提出書類に基づき、別表に示す評価基準表により、実施委員会委員の評価の合計点が高い順に通過者を決定する。なお、この一次審査の結果は二次審査には持ち越さない。

イ 最低評価基準点を満点の6割とし、最低評価基準点を超えた者を審査対象とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後速やかに提案者全員に書面にて通知する。

エ 一次審査の通過者は3者程度とする。なお、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

(2) 二次審査

ア 一次審査を通過した提案者に対し、ヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細については別途通知する。

イ 提案者は参加意向申出書(様式1)に記載された担当者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは、1企画提案者あたり25分以内(提案説明15分、質疑応答10分)を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの実施順については、実施委員会委員長が事前に決める。

オ 二次審査では、別表の評価基準表に基づき、最低評価基準点(満点の6割)を超えた提案者を対象として、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を選定者として選定する。

カ 提案説明の際、提案者がパソコンなどの電子機器を持ち込み、モニター等へ画像を

表示することは可とする。その場合は、企画説明予定日の前日までに下記 11 の契約担当へ申し出ること。

キ 提案者が 1 者の場合、二次審査において実施委員会委員の評価の合計点数が最低評価基準点（満点の 6 割）を超えていれば入選者として選定する。

ク 実施委員会による採点が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。

ケ 二次審査の結果は、確定後速やかに二次審査対象の提案者に書面にて通知する。

(3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務は原則として入選者を契約候補者とし、その手続きに関しては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、入選者が「3 参加資格」を満たさなくなった場合は、契約しないことがある。入選者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

8 失格事項

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 不正な利益をを図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本提案説明書および各様式で定めた内容に適合しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合

9 参加資格についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由等について書面により求めることができる。

10 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

11 契約担当

〒062-8612

札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目 豊平区役所 総務企画課

札幌市 豊平区役所 市民部 総務企画課 佐々木、田辺

Tel : 011-822-2405 Fax : 011-813-6585

メール toyohira.chiikianzen@city.sapporo.jp

HP <https://www.city.sapporo.jp/toyohira/gaiyou/keiyakuzyouhou/r4/1114.html>